

議案第53号

令和2年3月18日提出

提出者 松山市議会議員 丹生谷 利 和  
原 俊 司  
河 本 英 樹  
白 石 勇 二  
池 田 美 恵  
向 田 将 央  
上 田 貞 人  
吉 富 健 一  
角 田 敏 郎  
渡 部 克 彦  
菅 泰 晴  
雲 峰 広 行

松山市議会委員会条例の一部改正について

松山市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市議会委員会条例の一部を改正する条例

松山市議会委員会条例（昭和36年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総合政策部」の次に「，坂の上の雲まちづくり部，秘書広報部」を加える。

付 則

- 1 この条例は，令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際，現に改正前の条例の規定に基づく常任委員会に付議されている特定の事件は，改正後の条例の規定に基づく当該所管の常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。

(提案理由)

松山市事務分掌条例の一部改正に伴い、松山市議会常任委員会の所管について所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(委員会)

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。